

大雨による災害に関する 金融上の特別措置について

この度の大雨災害により被害を受けられました皆様に
衷心からお見舞い申し上げます。
大雨による災害により、ご契約者が影響を受けられた
場合、ご契約者の皆さまを対象に、お申し出があれば
継続契約の締結手続きならびに「共済掛金」の払込
につきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施
します。
本措置の適用をご希望の方は、代理所または当組合
までお問い合わせください。

令和七年八月十四日

くまもと共済

熊本県火災共済協同組合

熊本市中央区安政町三番十三号

096・325・3411